

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1200(58-7)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ <http://kosyoren.jp>

このニュースはホームページでもご覧になれます

国旗損壊罪に反対です

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」

刑罰で国家への尊敬感情と忠誠心を強要するもの

日弁連も反対

本法案は、国民の内心の自由(憲法第19条)及び表現の自由(憲法第21条)を侵害するおそれがあり、罪刑法定主義(憲法第31条)の観点からも問題がある。

本法案が「国旗損壊罪」を定める立法趣旨は、国旗を大切に思う国民感情を保護するものであると説明されている。確かに、国旗は国民の間に広く定着しており、これに愛着を感じる人も少なくない。しかし、国旗を大切に思う感情も、批判的感情も無関心も、まさに国民一人ひとりの内心の自由に属するものである。したがって、国旗に対する感情は、国民の自由かつ自然な感情に委ねられるべきものであり、刑罰をもって強制されるものではない。このような、刑罰により国民感情を強制しかねない法制度は、憲法第19条が保障する内心の自由を侵害するおそれがある。

また、日本においては、過去に日の丸が軍国主義高揚の手段の一つとして使われた歴史的経緯があるため、本法案による「国旗損壊罪」の創設は、日本国憲法が採用した平和主義に逆行する

ような印象を与えかねない。また、政治的な批判表現のみならず、国旗を用いた様々な表現自体を萎縮、抑制させることになりかねず、憲法第21条が保障する表現の自由を制約するおそれも大きい。

さらに、本法案では、第2条第1項で「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者」を処罰の対象者とし、第2条第2項で「前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする」とされている。

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の概要(定義)

第一条 この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。

(罰則等)

第二条 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

8.15戦争を語りつづつどい ～私につながる戦争体験～

8月15日(土)10:00～12:00

人権啓発センター6階ホール(高知県庁前)

参加費 500円

I部 私の戦争体験

お話: 久川千代子さん(97歳)

(平和の語り部)

小学校1年生のとき、戦争がはじまり、昭和20年7月4日の高知空襲で意識不明。1カ月も声の出ない地獄の体験をしています。声の続く限り戦争反対を訴えます。

II部 私につながる戦争体験

現職教員

福留恭子さん(平和遺族会・平和委員会)

田上悦子さん(短歌九条の会 高知)

フロアからの発言 ほか

講演会

旧統一教会元信者が語る

「詐欺師のものの言い方」

8月29日(土)13:30～

人権啓発センター6階ホール(高知県庁前)

参加費 1000円

講師: 多田文明さん

詐欺に詳しいジャーナリスト

多田さんは、1987年から9年間、旧統一教会の信者として活動した経験を持っています。脱会後は、100ヶ所以上の現場に潜入取材しルポを発表。幅広く社会の中の詐欺、悪徳商法、カルトなどを暴いてきました。

香美郡民商 夏の班会開催中

7月14日(火)、午後7時、

東川班、山川公会堂

6名中5名が参加と、毎回参加率の高い班です。

みなさん第一声が、「暑い。」と日中の猛暑がこたえている様子。

班の役員体制が輪番制なので、すぐに決まるのがこの班のいいところ。

班長さん、副班長さん、理事さんはすぐに決まりましたが、総会の日に地域の夏祭りがあるそうで、総会代議員が決まりそうにありません。

無理かなと思っていたところ、班長さんの藤沢さんが、「わしがいく」と引き受けてくれました。

東川班は、オキヤクはありますが、身の回りの出来事や、仕事の話題で盛り上がります。



この日は、「給食センターが委託になったらしい」「県外で委託業者が撤退した事例を聞いた。そうなら困る」といった不安の声や、市の入札で複数の現場を、一括で発注しているケースがあり、「小さい業者は参入できない。分離発注ができないか」といった要望も出されました。

(7/20 香美郡民商会報)